

学校規模の適正化に関する基本方針

平成25年3月

豊橋市教育委員会

◆◇◆ 目 次 ◆◇◆

1	適正な学校規模・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（1）適正な学校規模・・・・・・・・	1
	（2）学校規模の適正化の対策・検討が必要となるケース・・・	1
2	学校規模の適正化に向けて・・・・・・・・	2
	（1）学校規模の適正化を図る手法・・・・・・・・	2
	（2）手法を用いる際の優先順位・・・・・・・・	3
	（3）適正化の手順・・・・・・・・	4
	（4）適正化を図る際の留意事項・・・・・・・・	6

教育委員会は、平成23年度に有識者・一般公募者等で構成する教育課題検討会議を立ち上げました。検討会議では2ヵ年をかけて、豊橋市の学校規模の現状と課題、学校規模に起因する諸課題等について様々な観点から検討・検証を行い、教育委員会に対し、平成24年12月20日に「学校規模の適正化に関する基本方針への提言」を行いました。

この提言を受けて「学校規模の適正化に関する基本方針」をここに定め、本方針に基づき今後学校規模の適正化に向けた取り組みを行っていきます。

1 適正な学校規模

(1) 適正な学校規模

本市の学校の「適正規模の範囲」を以下のとおり定める。

なお、適正な学校規模には、特別支援学級や通級学級などは含まないこととする。

適正な学校規模

12学級～24学級
(小学校1学年2～4学級)
(中学校1学年4～8学級)

その他の学校規模の整理

- 過小規模校
5学級以下の小学校
2学級以下の中学校
- 小規模校
6学級～11学級の小学校
3学級～11学級の中学校
- 大規模校
25学級～30学級の小中学校
- 過大規模校

(2) 学校規模の適正化の対策・検討が必要となるケース

前述した適正な学校規模は、確かに理想とする教育環境の標準的なあり方ではある。

しかしながら、それを満たさない学校の全てが適正化を図る必要があるのかと言えば、必ずしもそうではない。例えば、学校規模の適正化を行う代表的な手法である分離、統廃合、また通学区の変更は、児童生徒の学習環境や通学環境に大きな影響を与えるとともに、地域における学校の存在は、コミュニティの拠点としての役割も非常に大きい。このことから、適正の範囲を超えていることだけをもって安易な適正化を進めるべきではない。

そこで、学校規模の適正化を図るケース及びその検討が必要なケースについては、今後の児童生徒数の見込みも踏まえる中でのひとつの目安として以下のとおりとする。

【適正化に向けた対策を図るケース】

- 複式学級(小学校5学級以下
／中学校2学級以下) となること

【適正化に向けた検討を行うケース】

■ 過大規模校(小中学校とも31学級以上)の場合

■ 大規模校のうち
今後、過大規模校となる
ことが見込まれる場合

■ 小規模校のうち
分類I: 全学年が1学級で、児童・生徒数が100人未満の場合

分類II: 全学年が1学級で、児童・生徒数が100人以上の場合

2 学校規模の適正化に向けて

(1) 学校規模の適正化を図る手法

通学区域の見直し

通学区域の一部を隣接する学校の通学区域に編入させる方法

学校の分離新設

児童・生徒数の増加等により規模が大きくなった学校を分離新設し、通学区域を再編する方法

特定地域隣接校選択制度

特定の区域を設定し、隣接する指定校以外の学校も選択できるようにする制度
この制度を導入することにより生じる課題が少なくないことから、導入する場合は、暫定措置として位置づけることが望ましい制度である

学校の統合

児童・生徒数が減少している学校において、隣接する学校と統合する方法

特認校制度

小規模校の良さを生かし、特色ある学校づくりを行い、その学習環境の中で子どもを学ばせたい希望者に、通学区域にとらわれず入学を許可する制度
この制度を導入することにより生じる課題は少ないことから、ある程度の効果を期待できる制度である

(2) 手法を用いる際の優先順位

学校規模の適正化に向けた対策を図るケース及び適正化に向けた検討を行うケースにおいては、本市の地域性等を総合的に踏まえ、以下に記載するそれぞれの状況に応じた優先順位により対応する。

【大規模校解消】

・検討を行う場合

過大規模校、もしくは大規模校のうち今後、過大規模校となることが見込まれる場合

将来にわたって31学級以上の状態が継続することが明らかな場合で、分離新設が不可能となる場合には、以下の手法及び優先順位により検討する。

- ① 通学区域の見直し
(大規模となる学校区から隣接する他の学校区へ町自治会単位で編入)
- ② 特定地域隣接校選択制度の導入

【小規模校解消】

・対策を行う場合

複式学級となることが見込まれる場合

複式学級(小学校5学級以下、中学校2学級以下)となることが見込まれる場合においては、それを回避するために以下の手法により対応する。

- ① 学校の統合

・検討を行う場合

分類Ⅰ. 小規模校のうち全学年が1学級で、児童・生徒数が100人未満の場合

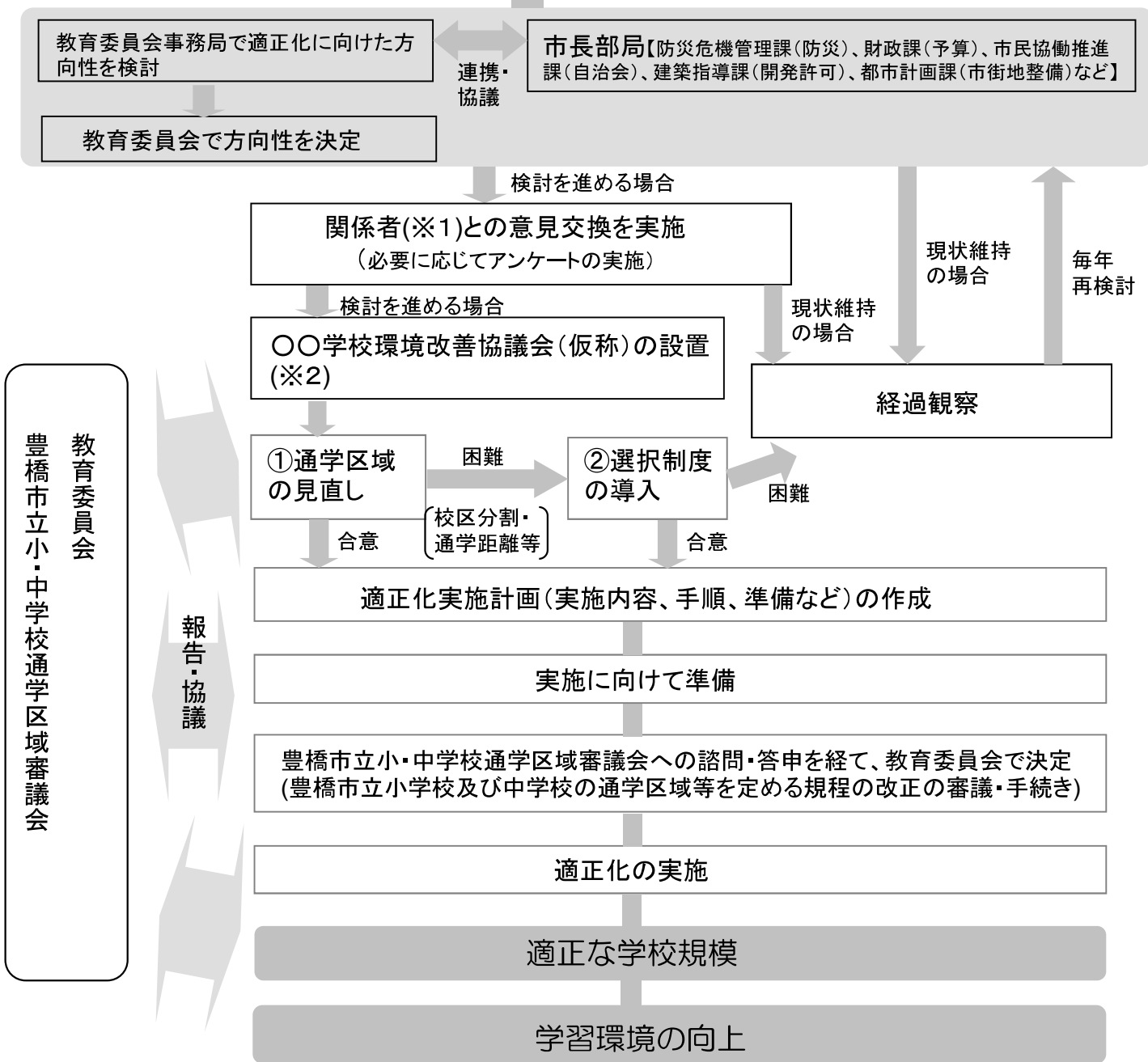
分類Ⅱ. 小規模校のうち全学年が1学級で、児童・生徒数が100人以上の場合

小規模校については、分類Ⅰから優先して検討を行うこととし、以下の手法及び優先順位により検討する。

- ① 特認校制度の導入
- ② 通学区域の見直し
(隣接する他の学校区から小規模となる学校区へ町自治会単位で編入)

(3)適正化の手順 [大規模校解消手順]

過大規模校、もしくは大規模校のうち今後、過大規模校となることが見込まれる場合



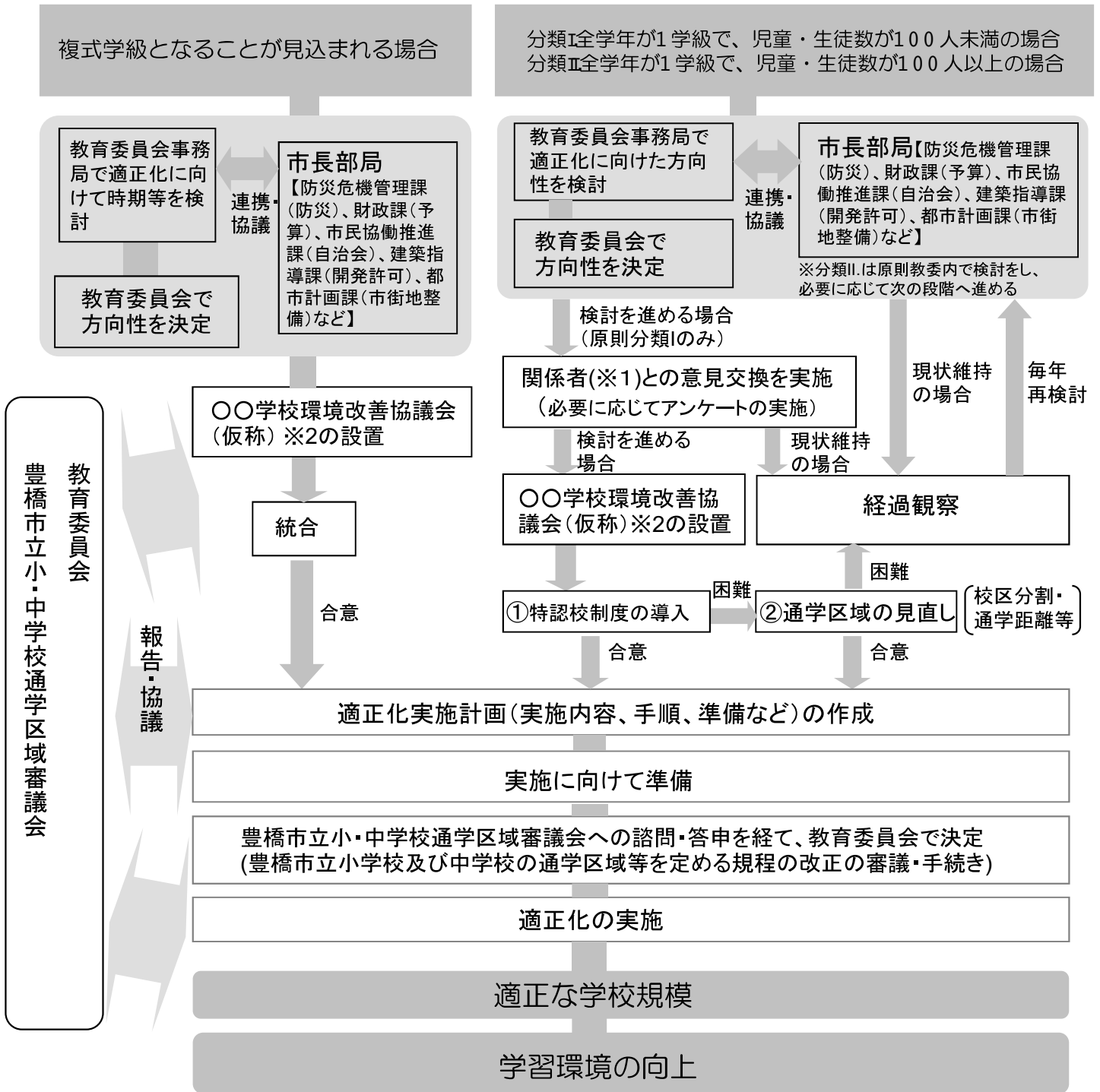
豊橋市立小・中学校通学区区域審議会
教育委員会

報告・協議

※1 校長・自治会役員・PTA役員など
教育委員会は、意見交換を行い適正化の方向性について確認

※2 ○○学校環境改善協議会（仮称）
 構成員：学校、校区（町）自治会、PTA、子どもの各代表者、有識者など
 役割：
 1) 協議会で方向性を固める
 2) 住民対象の地元説明会及び意見交換会の実施
 3) 実施計画の作成
 ■会議録の公開

[小規模校解消の手順]



※1 校長・自治会役員・PTA役員など
 教育委員会は、意見交換を行い適正化の方向性について確認

※2 〇〇学校環境改善協議会(仮称)
 構成員：学校、校区(町)自治会、PTA、子ども会の各代表者、有識者など
 役割：
 1) 協議会で方向性を固める
 2) 住民対象の地元説明会及び意見交換会の実施
 3) 実施計画の作成
 ■会議録の公開

(4) 適正化を図る際の留意事項

通学の安全

適正化にあたっては、通学区域の明確化のほか、通学に関して児童生徒や保護者に大きな負担をかけないよう十分な配慮を行うことが求められる。とりわけ、通学距離や時間も含めた通学時の安全確保には、最大限の配慮が必要である。

児童生徒への配慮

学校の分離や統合を行う場合には、児童生徒の精神的な負担を最小限に抑え、教育活動に影響が出ないよう、十分な準備期間が必要である。特に、統合時には、児童生徒が新たな人間関係を構築できるよう、交流授業を始めとする事前準備やスクールカウンセラーの配置など、十分な配慮が必要である。

保護者、地域との連携・協力

適正化にあたっては、児童生徒数の推移や見込みなど、関係者へ早めに情報提供を行うとともに、保護者、学校、地域、行政などが、目的や課題について共通認識を持ち、合意形成を図ることが必要である。特に、自治連合会の設置単位が小中学校区ごとになっていることに十分配慮することが必要である。

地域の様々な拠点

小中学校は、教育施設であると同時に地域にとって最も身近な存在である。適正化にあたっては、その歴史的背景を含めた地域性はもちろん、災害時の拠点施設となることやスポーツ開放等で果たす役割にも十分な配慮が必要である。

まちづくりの視点

適正化にあたっては、児童生徒数の推移や都市計画などの動向を十分に見極めるとともに、本市の「まちづくり」との整合性を図ることが欠かせない。このことから、適正化にあたっては、市長部局との連携を十分に図ることが必要である。

施設整備との整合性

小中学校の校舎は、全体として老朽化が進んでいる。適正化を検討する際には、校舎の改築時期など、学校施設の整備計画を考慮することが必要である。

統合後の校舎・校地の活用

統合により廃校となる学校施設にあつては、地域のニーズ等を踏まえる中で、その後の有効活用をあらかじめ検討しておくことが必要である。

小中一貫・連携教育の視点

適正化にあたっては、魅力ある学校づくりの視点から、9ヶ年を通じた教育課程の実施や、いわゆる「中1ギャップ」を克服するための施設一体型の小中一貫、あるいは、連携教育の検討も必要である。

